



やっと秋めいてきました。

例年より遅い秋の訪れですが、街路樹も徐々に色づいてまいりました。留まることのない物価高騰、上がらない給料と経済の停滞に苦しむ中、自民党議員たちは政治資金パーティーで集めた大金を手にしていたという、いわゆる「裏金問題」が昨年発覚して国民の怒りを買いました。突然の衆議院解散・総選挙では、自民党が単独過半数を割るという結果になりました。一方、アメリカ合衆国ではトランプ前大統領の返り咲きが決まりました。これら国内・国外の政治情勢が今後、私たちの暮らしにどう影響してくるのか、しっかりと注視していかなければなりません。

まずは市民の命と暮らしを守る政治を心がけてまいります。

福岡市議会議員 いけだ 良子



9月議会(9月4日～12日) 議案の主なもの

●百道松原中学校の新設 <表1>

中学校への登校しづらさを感じている生徒のために、授業時間や学習内容などを柔軟に設定している中学校を新設します。(2025年4月1日開校)

<表1>

場所・通学方法	早良区百道3丁目10-1 福岡市教育センター新館2階	地下鉄「藤崎駅」、西鉄バス「藤崎」から徒歩10分 (自転車通学については、要相談)
転入学の対象となる人	福岡市内に住民登録をしている 新中学生～3年生	不登校（年間30日以上欠席） 不登校傾向（教育支援センターやフリースクール等に通所、学級に入ることができず別室で過ごすことが多いなど）
学校生活	月～金曜日 登校時間は午前9時30分 下校時間は午後3時25分頃	1日4時間授業、45分授業
給食	中学校と同じ学校給食センター方式	

●福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部改正

地下鉄の乗客の利便性向上のため、クレジットカードなどのタッチ決済で乗車する場合の1か月あたりの最大料金を定めるもの(10月1日施行)

タッチ決済	上限額
1日	640円
1ヶ月 (月初め1日～月末まで)	12,570円 (定期券と同額)

決算特別委員会(9月19日～10月9日) 総会質疑

会計年度任用(非常勤)職員の賃金改善と休暇制度の有給化を！



公務の場で働く非常勤職員、臨時職員が地方自治法、地方公務員法の改正により、2020年度から会計年度任用職員となり4年が経過します。多くの自治体では1年契約で再度の任用は2回までと決められており、3年目にあたる2022年度に公募による選考方法が用いられ、図書館司書や多くの現職スクールカウンセラーが不採用になるという、会計年度任用職員に大きな不安をもたらしています。福岡市は、5年公募制をとっていることから2024年度が公募を迎えます。会計年度任用職員の継続雇用と、子の看護休暇や短期の介護休暇の有給化を求めました。

いけだ 2020年度、2024年度の福岡市の正規職員(教職員除く)の条例定数と、会計年度任用職員の定数を尋ねる。

総務企画局長 (表1)

表1	正規職員数	会計年度任用職員数	会計年度任用職員の占める割合
2020年度	8,756人	3,122人	26.3%
2024年度	8,947人	3,575人	28.5%

いけだ 福岡市の人口は、2020年度から約4万人余り増加している。市民サービス充実のためには職員の増員は当然だが、正規職員191人増員に対し会計年度任用職員は453人増員で全職員の約3割にもなっている。正規職員で担うべき業務を会計年度任用職員に置き換えていることを指摘しておく。会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムがあるが、勤務時間と職務の違いは？

総務企画局長 フルタイムは常勤職員と同じ週38時間45分勤務で一般事務職員、パートタイムは図書館司書やアミカス相談員など一定の専門性を有する業務に従事している。

いけだ 一定の専門性を有するパートタイム職員は何人か。

総務企画局長 1,957名

いけだ 専門性を有する業務に従事する職員をなぜ、パートタイムとして勤務時間に差をつけるのか。

総務企画局長 専門性を有する業務に従事する会計年度任用職員は、常勤職員が担うべき業務の一部を担う補完的なものとして勤務時間を設定している。

いけだ 図書館司書やアミカス相談員は補完的な業務ではなく、独立した専門職員。国家資格を取って専門職として力を発揮したいのに、正規への道が開かれていない。定義が間違っていることを指摘しておく。

いけだ 会計年度任用職員の約8割が女性である。子の看護、短期の介護ともに無給休暇となっている。昨年度の取得人数は何人か。

総務企画局長 子の看護休暇は14人、短期介護休暇は13人

いけだ 無給であっても子の看護休暇や短期の介護休暇を取らざるを得ない人がいる。正規並みに有給休暇にすべきと要望する。

いけだ 会計年度任用職員の平均給与は正規職員の約49%。フルタイムの会計年度任用職員の勤務時間は正規職員と同じ。専門職のパート職員の勤務時間は正規職員の65.8%であることから見て公平な賃金とは言えない。厚労省は、同一労働同一賃金の導入で、正規と非正規間の不合理な待遇差の解消をめざすとしている。官製ワーキングプアと揶揄される会計年度任用職員の処遇の改善を図るべき。

昨年度、市の人事委員会勧告に基づき市職員の給与改定が行われたが、会計年度任用職員についても4月に遡及(さかのぼって)して支給されたのか。

総務企画局長 会計年度任用職員の2023年度の給与改定については、(今年の)4月に引き上げ改定を行ったが、人事委員会勧告を受けての遡及改定は行っていない。

いけだ 総務省は、常勤職員に準じた適切な措置を講ずるよう求めている。適切に対応すべき。本年6月28日、総務省は公募制の廃止を各府省に通知した。福岡市も公募による採用は原則取りやめるべき。

総務企画局長 国の通知は適正な採用にあたっての留意点を示されたものであり、公募による採用を否定しているものではない。平等取り扱いの原則及び成績主義に基づき広く公募を行った上で、客観的な能力の実証を行うことが必要とされている。適切に対処していく。



所属機関・団体

- ◎教育子ども委員会 委員
- ◎少子・高齢化対策特別委員会 委員
- ◎大都市税財政制度確立推進協議会 委員
- ◎（公財）福岡市教育振興会 評議員

いけだ 人事院発出の通知では、平等原則よりも職務経験を重視した任用の方が公益性が高いと判断した場合は公募に寄らない再採用をしてもよいとしている。専門職については特に重視すべき。

実効性ある障がい者差別解消条例を！

国の法改正を踏まえ「福岡市障がい者差別解消条例」を改正し、本年4月1日から民間事業者にも合理的配慮の提供が法的義務になりました。

実効性ある条例とするために、合理的配慮の提供を支援する財政措置を求めました。

合理的配慮とは

「障がい者が平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整

- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮など

いけだ 障がい者差別解消条例が施行されて5年目、成果と課題を問う。

福祉局長 障がい者差別に関する専門相談窓口を設置し、相談受付から最終的な解決まで一貫した対応を行っているため、未解決となった事例はない。合理的配慮の提供に関する周知や提供するための建設的対話の実施に関する周知・啓発を行う必要がある。

いけだ 様々な場面で、相手のために良かれと思ってした「配慮」が、当事者の行動を制限したり苦しめてしまっていることがある。義務感に縛られた形骸的な対応は過剰な配慮を生む。無理かどうかは本人が決めること。「配慮という名の差別」だと思いが所見を問う。

福祉局長 個別の状況に応じて判断することとなるが、障がいを理由としてサービスや各種機会を提供しないことや障がいのある人だけに条件を付けることなどは不当な差別的扱いに該当すると考える。

いけだ 条例改正で、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務となった。事業者に「合理的配慮の提供」とは具体的にどういう事を言うのか、どうすればいいのかなど具体的に示す必要があると思うが所見を問う。

福祉局長 事業者向けパンフレットを作成し、周知・啓発を行っている。引き続き障がい者差別の解消に向けた啓発を行う。

いけだ 合理的配慮の提供を行うには内容によっては経費を要する。他都市では合理的配慮の提供を支援する助成制度がある。福岡市も財源を確保して行うべき。

福祉局長 合理的配慮の提供については、過重な負担とならない範囲で対応しなければならないとされており、まずは、事業者に対する合理的配慮の提供に係る周知・啓発に取り組む。

いけだ 良子 事務所

〒819-0043
福岡市西区野方2丁目13-3
tel:092-812-3447 fax:092-812-3449
http://www.ikedayoshiko.com
nukumori_anshin06@yahoo.co.jp





みなさまのご参加
ありがとうございます！
ございました！

9/8、9/13、9/28に実施された議会活動報告会では、「会派基本政策2023」の進捗や、今年度特にお伝えしたい市政トピックなどについてご報告し、みなさまから多くのご意見やご要望を頂きました。

当日の資料はこちら



令和6年 第4回 福岡市議会 (9月定例会) 開催

第4回定例会(9月4日~10月9日)が召集され、一般会計補正予算案、条例の改正、令和5年度決算に関する議案等、全52議案について審議しました。

議案より 「マイナ保険証」に関連する条例案に反対!

【改正内容】 国民健康保険法の一部改正により「被保険者証」が廃止されることに伴い、条例中の関係規定を削るなど規定の整備を行うもの。※現行の(紙の)被保険者証を廃止するにあたり、マイナ保険証を有しない被保険者に代替措置として「資格確認書」を交付。

【反対理由】 国の法改正に伴う条例改正であることや、医療のデジタル化の必要性自体は認めるものの、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について国民の理解が進まない中で、現行の紙の保険証を廃止することは事実上マイナ保険証への強制であり、任意取得原則の趣旨に反するとして、反対しました。

「ステップファミリー」に寄り添う支援を!

一般質問[9月5日] **勝見 美代 (西区)**



子どもを連れて再婚や同居をしてきた新しい家族・家庭のことを「ステップファミリー」と言います。本市においては教師や子育て相談窓口の職員をはじめ、子どもと関わる職種の方への**ステップファミリーに関する研修や、当事者の方が相談できるようなリーフレット等での広報**は行われていません。ステップファミリー特有の子育てに関する悩みや、以前の家族との複雑な関係などが、虐待や不登校・DV等を引き起こす要因の一つとなりえることから、再婚件数の3割という割合を占めているステップファミリーについて、まずは実態調査に取り組むなど、**ステップファミリーにもっと目を向けていただきたい**と要望しました。

特定小型原動機付自転車のマナーとルール

一般質問[9月6日] **山田 ゆみこ (博多区)**



昨年7月に道路交通法が改正され新たに定義された「特定小型原動機付自転車」(電動キックボード)を街中でよく見かけるようになりました。手軽で便利な乗り物ですが、不安定な面もあり、車や歩行者との接触事故が増加しています。この状況に対し、交通事業者や運輸事業者、一般ドライバーからは危険な運転に対する不安の声が上がっています。こうした懸念を受け、貸出業者や利用者に対して、利用者自身の安全を守るための**ヘルメット着用や歩道走行時の注意喚起など、誰にでも分かりやすい周知を行うよう要望したところ、市政だよりや公式ウェブサイト、LINEを通じて広報を行うとともに、事業者にも安全利用促進を働きかけていくとの答弁をえました。**

本市初の多様化学校は「百道松原中学校」に!

議案質疑[9月4日] **井上 まい (城南区)**



来年の4月開校に向けて準備が進んでいる学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の校名が「百道松原中学校」に決定しました。今回設置される場所がかつて「百道松原」と呼ばれていたという歴史から名付けられたそうですが、**同時に一般的な学校名の方が通いやすいという子どもの声にも配慮しこの校名になった**とのこと。カリキュラムについても、当事者の声を重視しより通いやすい学校となるよう配慮される予定です。本市にも様々な理由で不登校となった子どもたちが小中学校あわせて約4,400名いるとされています。今回は新たな中学校として開校しますが、**小学生も対象となる学びの多様化学校の検討を早急に行うよう改めて求めました。**

本市のインフラを守るセキュリティ対策を!

一般質問[9月6日] **前野 真実子 (早良区)**



重要インフラのサイバーセキュリティ対策について、方針と現状について確認しました。本市所有のインフラ(水道、地下鉄、港湾、病院)においては、外部のネットワークを遮断して対応、との答弁に対し、それでは不十分であるため、**サーバーやシステムの脆弱性を検証するペネトレーションテストの実施を提案**、国の財政支援の必要性についても提言しました。また本市のセキュリティ人材の育成については、AIやIoTなどの研究をおこなっている外郭団体の九州先端科学研究所との連携を求めるとともに、インシデント発生時の体制が不明確であるため、方針の策定を求めました。本市の方針は、**DXとサイバーセキュリティは両輪で進めると、確認**しました。

キャリア教育のための体験型学習施設の整備

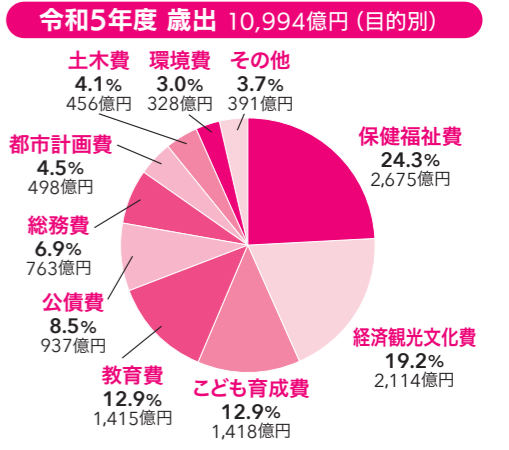
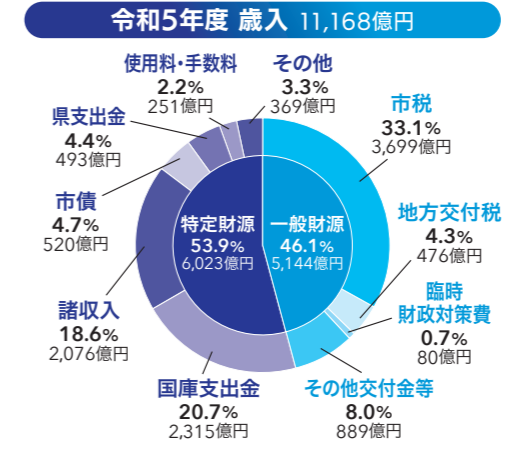
一般質問[9月9日] **落石 俊則 (東区)**



子どもたちは多くの働く大人との交流を通じて、仕事の価値観や体験を通じて今の暮らしが社会とつながっていることを知り、将来の自分の姿を想像し、学習意欲が高まります。そのためには、**全ての子どもたちが、ものづくりや職業体験、仮想の商店街で疑似経済活動を体験できる施設が必要**であり、京都市や仙台市等をモデルに体験型学習施設の整備の検討を求めました。博多港へのコンテナ船の入港数は増加傾向にあり、福岡県内だけでなく九州全体の経済を支えています。一方、労働環境の厳しさに加え、土日祝日勤務や不規則勤務等により、港湾労働者不足が常態化しています。**本市が中心となり官民連携で労働環境の改善を進めるよう要望**しました。

令和5年度 決算特別委員会 開会 [9月19日(木)~10月8日(火)]

一般会計の歳入、歳出ともに前年度比1.8%の減となりましたが、市税収入は過去最高額を更新し、実質収支では、**94億円の黒字**となりました。一方で、歳出における**義務的経費(人件費・扶助費・公債費)**は、公債費が減少しているものの、扶助費が増加した影響でほぼ横ばいとなっており、建設事業費などの**投資的経費**は、前年比12.9%増えています。今後も老朽化による公共施設の改修・修繕の需要が見込まれるため、引き続き歳入の積極的な確保を進める必要があります。



待たなし!伊都の里に市の水道を!

総会質疑[9月20日] **田中 たかし (西区)**



西区の「伊都の里」は企業管理の専用水道を使っていますが、災害時の復旧などに不安があることから住民は市の水道設置を求めてきました。しかし、伊都の里は給水区域と給水区域外が両存しており、給水区域を市水に切り替えると企業の経営が破綻し、給水区域外の専用水道の存続に支障を来すことから、水道局も企業も拒否しています。住人の意を汲み市水導入を求めてきましたが、**水道局は市水導入の要望が住人の総意であれば設置すると明言**。一方、給水区域外の住人から同意を得るには困難も多いため、**まずは、災害時の市の迅速な対処と、加えて、住人と企業との協議には水道局が立合うことなどを求め、これについては前向きな答弁を得ました。**

毎年3校、老朽化校舎の建替え計画始まる

総会質疑[9月24日] **近藤 里美 (南区)**



老朽化した学校施設にかかる費用は、大きな財政課題です。福岡市は、校舎の使用目標を80年に延ばしつつ、**市内約240の学校施設を毎年3校ずつ建替える計画**を立案。築年数の古い学校から協議を進め、まとまったところから順次実行に移すこととし、令和5年度は、吉塚中・菅松小・大楠小の3校の建替えが決定しました。建替えは、**運動場側に新校舎を建設し、引越した後、旧校舎を解体するという反転が基本**。これは、児童生徒への負担を軽減でき、引越しが一度で済むという利点がある一方、周辺地域の皆さまにとっては、住環境が大きく変わることになります。**建替えの際は、地域の個々の声にしっかりと向き合って丁寧に進めるよう、要望**しました。

令和5年度の一般会計決算を認定せず

議案質疑[9月24日] **落石 俊則 (東区)**

決算審査方針に基づいた審議の結果、令和5年度一般会計決算について、会派として不認定と判断しました。令和5年度は、特に子育て政策の充実を全面に押し出し新規事業も多い年でしたが、「おむつと安心定期便」や、2年目を迎えた「子ども習い事応援事業」などの目玉事業について、利用率が低く、問題や課題が散見されました。年度途中で事業内容の改善や対象者の拡充などを求めていきましたが改善されず、事業目的が達成されたとは言えないことが分かりました。最終日の討論の場で、その他の事業も含め、反対理由や決算から見た課題・改善点について述べました。



非正規公務員の給与・休暇等処遇の改善を!

総会質疑[9月24日] **池田 良子 (西区)**



人口増加に伴う行政職員の増員は、5年間で正規職員191人に対し、会計年度任用職員(非常勤職員)は453人と全職員数の約3割へと増加しています。**正規職員で担うべき業務を非正規に置き換えるべきではない**事を指摘。さらに、人事委員会報告で賃金が上昇しても、会計年度任用職員は翌年度から反映という不合理に対して、**年度内に国の通知通り4月にさかのぼって支給すべきと指摘**しました。障がい者差別解消条例の改正により、4月から**「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化**されました。「合理的配慮の提供」とはどのようなことか具体的な対応を事業者を示すこと、併せて、**段階解消のスロープ工事など配慮の提供を行う経費の助成制度を求めまし**

民間企業への出資、基金の運用は適正か?

総会質疑[10月7日] **田中 しんすけ (中央区)**



本市は現在、株式会社16社に対して合計約147億円を出資しており、その大半に本市職員(OB含む)から役員を派遣しています。今回の総会では幾つかの出資事例を取り上げて質しましたが、**「今後も出資を継続する必要があるのか」「果たして出資額は妥当なのか」という点において疑問が残る結果**となりました。また、本市が保有する基金については、その数は全部で36基金、総額は約4,800億円にも上ります。今回の質疑では4つの基金を取り上げて、それぞれの基金の運用方針、残高の根拠などを質したところ、これらが明文化されていない状況が明らかに。**恣意的な運用に陥らないように、基金の運用方針は要綱を作成して明記**することを強く求めました。

国に対し意見書を提出、可決!

9月定例会に際し、福岡市民クラブより2点提出。他会派立案の意見書3点も含め審議しました。可決した意見書は、下記の通りです。

内容	立案者
地方財政の充実・強化を求める意見書	市民ク
建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書	市民ク
災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築を求める意見書	公明

※市民ク=福岡市民クラブの略